

小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）実施要領

1 目的

幼児期における肥満は、思春期肥満につながる可能性が高く、将来生活習慣病になる危険性があるため、乳幼児期からの肥満予防対策として、現在肥満である児とその保護者に対し、望ましい生活習慣を獲得することができるよう、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的とする。

2 健康診査の種類

2次健康診査とする。

3 対象者

- (1) 乳幼児健康診査において、肥満度と乳幼児身体発育曲線の様子から「要指導」と判断された幼児
- (2) 医療機関から身体発育について経過観察の依頼があった乳幼児
- (3) 保護者から身体発育に関する相談があった乳幼児

4 実施方法

月1回（予約制）

5 担当者

小児科医師，保健師，看護師，管理栄養士により実施する。

6 健康診査の流れ

受付→問診→計測→診察→栄養指導→保健指導

7 事後措置

- (1) 受診者の保護者に対し、健康診査の結果を通知するとともに、必要に応じ適切な指導を行う。
- (2) 健康診査の結果、異常が認められた場合は、診断を確認するため専門機関への受診を勧め、事後措置の徹底を図る。
- (3) 引き続き指導が必要な場合には、次回の小児肥満フォロー児健診を予約する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。